

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

給付金の種類

①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人など「ひとり親世帯」への給付金

②令和4年4月分の児童手当(または特別児童扶養手当)を受給している人など「ひとり親世帯以外の子育て世帯」への給付金
※①と②の給付金は重複して受給できません。

給付額 児童1人当たり5万円

給付対象・時期

①児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)

②申請が不要の人 令和4年4月分の児童扶養手当支給を受けている人(低所得のひとり親世帯)：令和4年6月中に支給予定

③申請が必要な人

④公的年金の受給などにより令和

4年4月分の児童扶養手当を受給していない人：令和4年7月1日

(金)から申請受け付け開始

①家計急変により直近の収入が減った世帯など：令和4年7月1日から申請受け付け開始

②①以外の令和4年度分住民税均等割が非課税の子育て世帯(その他低所得の子育て世帯)

③申請が不要の人 令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人(課税情報が判明した後、令和4年7月中に支給開始)

④申請が必要な人

⑤高校生のみを養育している人で、令和4年度住民税均等割が非課税の人：令和4年7月15日(金)から申請受け付け開始

⑥家計急変により直近の収入が減った世帯など：令和4年7月1日から申請受け付け開始

申請方法

必要事項を記入した申請書に次の書類を添えて、こども

未来課、各地域局、または各地域市民センターへ提出してください。

添付書類

○申請者の本人確認書類の写し

○受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し

○簡易な収入(所得)見込額の申立書(対象者①の③・②の④に該当する人)

○①の⑤に該当する人：令和2年2月以降の任意の月の収入(所得)を証明する書類

○②の⑥に該当する人：令和4年1月以降の任意の月の収入(所得)を証明する書類

※対象者により添付書類が異なります。

※令和4年5月以降に児童手当・特別児童扶養手当の新規認定を受けた人や、令和4年4月1日以降に転入した人などは申請手続きについてお問い合わせください。

申請期限 令和5年2月28日

☎こども未来課 21・0288

マイナンバーカード受け取り時間外窓口

今後の開設日時

7月15日(金) 午後5時15分～7時

7月24日(日) 午前9時～正午

日時が変更になる場合がありますので、市ウェブサイトをご覧ください。



身体が不自由などで外出が困難な人を対象に個別の対応も実施しています。電話でご相談ください。

☎市民課 21-0253